

別紙—4 個別排水処理施設料金調達の対象施設(第26条(2)ケ関係)

施設名	下水道等使用量(参考)
菊川浄水場	定額
旧北部営業所	浄化槽法に基づく保守点検、検査。年1回の汲み取り。
旧葛生営業所	定額